

平成21年度

奈良県市町村税政の概要

奈良県地域振興部市町村振興課

奈良県市長会

奈良県町村会

は じ め に

本書は、平成21年度の「市町村税課税状況等の調」、「固定資産税の価格等の概要調書」及び平成20年度の「市町村の徴収実績調」を中心に、県内市町村税の賦課徴収状況や固定資産税の評価状況等を取りまとめたもので、市町村税に携わる職員の執務上の参考として、また、多くの方々に本県の市町村税の全体像を理解していただくことを目的に、昭和41年度に創刊以来、毎年刊行を続けております。

平成21年度における市町村税制の改正として、個人住民税においては、子供手当の創設に伴い、年少分（16歳未満）に係る扶養控除の廃止、高校生分（16～18歳）に係る特定扶養控除の縮小が、平成24年度から適用されることとなりました。また、公的年金からの特別徴収制度について、65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、特別徴収すべき給与所得に係る税額に公的年金等に係る所得割額を加算して一括徴収ができるようになりました。

固定資産税においては、省エネ改修が行われた既存住宅に対する減額措置や新築住宅に対する減額措置の延長などがあります。

市町村合併の本格化や三位一体改革をはじめとした地方分権の進展に従い、住民の税に対する関心はますます高まり、受益と負担の明確化を視野に入れた税務行政を推進するためには、税に対する住民の理解と信頼を得ることが何よりも重要となってきています。

このため、税に携わる者は常に税制の動向に注意を払い、その内容を理解し、種々の状況に的確に対応するとともに、適正かつ公平な賦課徴収に努めなければならないものと考えております。

本書が従前以上に、各分野で参考に供されるとともに、今後の税務行政運営の一助として広く活用していただければ幸いです。

平成22年3月

奈良県地域振興部市町村振興課長

長岡雅美

目 次

第Ⅰ編 市町村税の概要

- 一 市町村税制の動向
- 二 市町村税の現況
 - 1 税目別構成
 - 2 市町村民税
 - 3 固定資産税
 - 4 その他の諸税等
- 三 税率の採用状況
- 四 市町村税の決算等の状況

第Ⅱ編 総括資料

- 第1表 平成21年度市町村税の税率調
- 第2表 平成21年度市町村民税納税義務者数
- 第3表 平成21年度個人の市町村民税の納税義務者数
- 第4表 課税標準額の段階別平成21年度分所得割納税義務者数等
 - 付表1 給与所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表2 営業等所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表3 農業所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表4 その他の所得者の団体別納税義務者数等
 - 付表5 分離譲渡所得等を有する者の団体別納税義務者数等
 - 付表6 合 計
 - 付表7 所得種類区分による算出税額の内訳
- 第5表 平成21年度分に係る所得控除等の人員等
- 第6表 平成21年度分個人県民税所得割額等
- 第7表 平成21年度分市町村民税の特別徴収義務者数
- 第8表 平成21年度分青色申告者及び事業専従者に関する調
- 第9表 平成21年度扶養控除人員別納税義務者数
- 第10表 平成21年度分市町村税の徴収に要する経費
- 第11表 平成21年度固定資産税納税義務者数（法定免税点以上）
- 第12表 平成21年度固定資産税課税標準額及び構成比（法定免税点以上）
- 第13表 平成21年度土地の総括表
- 第14表 平成21年度市町村別土地の地積

第15表	平成21年度住宅用地・非住宅用地別地積
第16表	平成21年度市町村別市街化区域農地の地積（合計・田・畑）
第17表	平成21年度市町村別土地決定価格・筆数等
付表 1	田（一般田・宅地介在田等）
付表 2	畑（一般畑・宅地介在畑等）
付表 3	宅地
付表 4	山林（一般山林・宅地介在山林等）
第18表	平成21年度市街化区域農地に関する調
第19表	平成22年度土地に係る提示平均価額
第20表	所有者区分による家屋に関する調
第21表	木造家屋に関する調
第22表	木造以外の家屋に関する調
第23表	平成21年度家屋の変動に関する調（木造）
第24表	平成21年度家屋の変動に関する調（非木造）
第25表	平成20年度概要調書及び平成21年度総評価見込と平成21年度概要調書の比較（木造・非木造）
第26表	平成21年度家屋に係る概要調書の対前年度比較（木造・非木造）
第27表	平成21年度家屋の評価額及び課税標準額（法定免税点以上）
第28表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の6等関係・総括表）
第29表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の6第1項・1/2減額）
第30表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の6第2項・1/2減額）
第31表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の8第3項・1/3減額）
第32表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の8第3項・2/3減額）
第33表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の8第4項・2/3減額）
第34表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の8第5項・1/3減額）
第35表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の8第5項・2/3減額）
第36表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の9第1項・1/2減額）
第37表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の9第4項・1/3減額）
第38表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の9第5項・1/3減額）
第39表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の9第9項・1/3減額）
第40表	新築住宅の軽減等に関する調（法附則第15条の9第10項・1/3減額）
第41表	新築住宅の軽減等に関する調（旧法附則第16条第3項・平成18年附則第13条第29項・2/3減額）
第42表	新築住宅の軽減等に関する調（旧法附則第16条第3項・平成18年附則第13条第29項・3/4減額）
第43表	新築住宅の軽減等に関する調（旧法附則第16条第6項・平成18年附則第13条第31項・3/5減額）
第44表	新築住宅の軽減等に関する調（旧法附則第15条の8第1項・平成21年附則第8条第13項・1/3減額）
第45表	新築住宅の軽減等に関する調（旧法附則第15条の8第1項・平成21年附則第8条第13項・2/3減額）

第46表	新增分家屋に関する調（木造・非木造）
第47表	新增分の木造専用住宅に関する調
第48表	減少分家屋に関する調（木造・非木造）
第49表	新築、増築、減少家屋の調（木造・非木造）
第50表	平成22年度家屋にかかる提示平均価格（木造・非木造）
第51表	平成22年度新築分家屋にかかる見込単価（木造・非木造）
第52表	平成21年度償却資産の価格に関する調
第53表	平成21年度償却資産に関する所有者別決定価格等
第54表	平成21年度償却資産の課税標準額等
第55表	市町村長が価格等を決定したもののうち法第349条の3又は法附則第15条の規定の適用を受ける償却資産に関する調（平成21年度）
第56表	償却資産に係る課税標準額の段階別納税義務者数
第57表	償却資産に係る段階別課税標準額
第58表	平成21年度国有資産等所在市町村交付金
第59表	平成21年度軽自動車税に関する調
付表	平成21年度軽自動車の種類別課税台数（平成21年4月1日現在）
第60表	平成20年度特別土地保有税徴収実績
第61表	平成21年度都市計画税にかかる課税区域の面積・納税義務者数（法免以上）
第62表	平成21年度都市計画税にかかる地積、床面積、筆数及び棟数
第63表	平成21年度都市計画税にかかる決定価格
第64表	平成21年度都市計画税にかかる課税標準額
第65表	平成20年度国民健康保険の加入者及び負担の状況
第66表	平成20年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調（課税の実績等）
第67表	平成20年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調（減額対象となった世帯数等）
第68表	平成20年度地方道路譲与税及び自動車重量譲与税

第Ⅲ編 付 属 資 料

- (1) 平成20年度市町村税（科目別）決算額調
- (2) 平成21年度普通交付税基準財政収入額

第 I 編

市町村税の概要

市 町 村 税 の 概 要

一 市町村税制の動向

現下の社会・経済情勢等を踏まえ、個人住民税において住宅借入金等特別税額控除を創設し、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の時限的な税率軽減措置等を講ずるほか、道路特定財源の一般財源化への対応、平成21年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の延長等を実施することとし、次のとおり地方税制の改正を行うものとする。

第1 平成21年度税制改正の主要項目

1 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除

- (1) 平成21年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（平成21年から平成25年までに入居した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額（当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9.75万円）を限度とする。）を減額する。
- (2) 給与支払報告書等について必要な改正を行い、市町村に対する申告は不要とする。
- (3) この措置による平成22年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補てんする。
- (4) 税源移譲に伴う住宅借入金等特別税額控除についても、平成22年度分以降、上記と同様の仕組みのもとで申告を要しない制度とする。
- (5) その他所要の措置を講ずる。

2 土地に係る固定資産税の負担調整措置

平成21年度から平成23年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置について、次のとおりとする。

(1) 宅地等

平成21年度評価替えに伴い、宅地等に係る負担調整措置の仕組みを継続するとともに、据置年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。また、平成16年度から講じられている商業地等に係る地方公共団体の条例による減額制度を継続するとともに、商業地等及び住宅用地について、地方公共団体の条例の定めるところにより、税額の上昇を抑制できる制度を創設する。

① 商業地等

イ 負担水準が70%を超える商業地等については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする。

- ロ 負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据え置く。
- ハ 負担水準が60%未満の商業地等については、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。
- ニ 課税標準額の上限である70%の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、当該年度の評価額の60%から70%の範囲で条例で定める割合により算定される税額まで、一律に減額することができる措置を継続する。

② 住宅用地

- イ 負担水準が80%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。
 - ロ 負担水準が80%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に、当該年度の評価額に住宅用地特例率（6分の1又は3分の1）を乗じて得た額（以下「本則課税標準額」という。）の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、本則課税標準額の80%を上回る場合には80%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とする。
- ③ 据置年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を、平成22年度及び平成23年度も継続する。
 - ④ 商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額（前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額）に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置を講ずる。

(2) 農地

- ① 一般農地及び一般市街化区域農地については、現行と同様の負担調整措置を継続する。
- ② 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとする。

3 土地に係る都市計画税の負担調整措置

固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。

4 不動産取得税における特例措置

- (1) 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を3年延長する。
- (2) 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長する。

5 道路特定財源の見直し

- (1) 自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、用途制限を廃止する。
- (2) 地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税（仮称）に改め、地方揮発油譲与税（仮称）、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の用途制限を廃止する。

- (3) 自動車取得税の市町村に対する交付及び軽油引取税の指定市に対する交付並びに地方揮発油譲与税（仮称）、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の都道府県、市町村に対する譲与については、引き続き道路の延長、面積を基準として行う。
- (4) 軽油引取税の課税免除措置については、エチレンその他の石油化学製品を製造する者がその原料の用途に供する軽油に係るものは引き続き地方税法本則による措置とし、その他のものは3年間の措置としたうえ、存続する。

また、航空運送サービス業に係る課税免除措置の対象空港に静岡空港を追加する。

6 環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税における時限的な税率軽減措置

- ・ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負荷の少ない自動車（新車に限る。）に係る自動車取得税について、3年間に限り、現行の特例措置に代えて、次のとおり特例措置を講ずる。
 - ① 次に掲げる自動車の取得について、自動車取得税を免除する。
 - イ 電気自動車
 - ロ 車両総重量が3.5t以下の天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの
 - ハ 車両総重量が3.5tを超える天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの
 - ニ プラグインハイブリッド自動車
 - ホ ハイブリッド自動車（車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックを除く。）で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものであって、平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの
 - ヘ ハイブリッド自動車（車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックに限る。）で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの
 - ト 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限る。）
 - ② 次に掲げる自動車の取得について、税率を75%軽減する。
 - イ 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの
 - ロ 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等であって平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの

の

③ 次に掲げる自動車の取得について、税率を50%軽減する。

イ 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値）より15%以上燃費性能の良いもの

ロ 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの

7 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間における上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）とする。

第2 個人住民税

- 1 個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額から1,000万円（当該譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合には、当該譲渡所得の金額）を控除する。
- 2 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次のとおり措置を講ずる。
 - (1) 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の特別控除の適用期限を3年延長する。
 - (2) 中小小売商業振興法の高度化事業計画に基づく高度化事業のために土地等を譲渡した場合における譲渡所得を、所要の経過措置を講じたうえ適用対象から除外する。
 - (3) 商店街の活性化に関する法律（仮称）の制定に伴い、同法の認定を受けた商店街活性化計画（仮称）又は商店街活性化支援計画（仮称）に基づく事業の用に供するために土地等を譲渡した場合における譲渡所得を、適用対象に加える。
- 3 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けて行われる複合的宅地開発事業の事業者に対して譲渡した場合における譲渡所得を適用対象から除外したうえ、その適用期限を5年延長する。
- 4 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を5年延長する。
- 5 農地制度の見直しに伴い、次のとおり措置を講ずる。

- (1) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用対象に、農業経営基盤強化促進法に規定する農地を面的に集積する事業を実施する法人に同法の協議に基づいて農用地区域内にある農用地を譲渡した場合における譲渡所得を加える。
 - (2) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の適用対象に、農業経営基盤強化促進法に規定する農地を面的に集積する事業を実施する法人に農用地区域内にある農用地等を譲渡した場合における譲渡所得を加える。
- 6 山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を2年延長する。
- 7 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間における上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)とする。(再掲)
- 8 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払う上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率(特別徴収税率)に対する10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例を1年延長する。
- 9 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡益等に係る源泉徴収税率(特別徴収税率)に対する10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例を1年延長する。
- 10 少額の上場株式等投資のための非課税措置を次のとおり創設する。(平成22年度改正)
- (1) 金融所得課税の一体化の取り組みの中で「貯蓄から投資へ」の流れを促進する観点から、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)が廃止され20%本則税率(所得税15%、住民税5%)が実現する際に、以下を骨子とする少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設する。
 - ① 居住者等(満20歳以上の者に限る。)は、金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設できるものとする。
 - ② 非課税口座とは、本措置の施行の日から5年内の各年において開設する③の非課税措置の適用を受けるための口座(一の年につき一口座に限る。)で、その口座を開設した日からその年12月31日までに取得をする上場株式等(その取得対価の額の合計額が100万円に達するまでのものに限る。)のみを受け入れることとされているものをいう。
 - ③ 非課税口座において当該口座を開設した日の属する年の1月1日から10年内に生ずる上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対しては、所得税及び住民税を課さない。
 - (2) 今後、不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法や、非課税口座の設定について要件違反があった場合における源泉徴収の取扱い等の制度設計の詳細について更に検討を進め、平成22年度改正において法制上の措置を講ずる。
 - (3) 金融所得課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の配当所得と譲渡所得等との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き検討を行う。

11 カバードワラントに対する課税方式等を次のとおり見直す。

- (1) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に、居住者等が金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合における譲渡所得等及び当該カバードワラントに係る差金等決済をした場合における雑所得等を加える。
- (2) 金融商品取引所又は店頭で取引されるカバードワラントの譲渡及び差金等決済について、先物取引に関する支払調書制度等の対象とする。
- (3) これらの改正は、平成22年1月1日以後に行われるカバードワラントの譲渡及び差金等決済について適用する。

12 確定拠出年金に係る所得控除を次のとおり見直す。

- (1) 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金は、その全額を所得控除の対象とする。
- (2) 確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。

① 企業型 (現行) (改正案)

イ 他の企業年金がない場合 月額4.6万円 月額5.1万円

ロ 他の企業年金がある場合 月額2.3万円 月額2.55万円

② 個人型 (現行) (改正案)

・ 企業年金がない場合 月額1.8万円 月額2.3万円

13 生命保険料控除を次のとおり改組する。（平成22年度改正）

- (1) 生命保険契約等のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る保険料等について、現行の一般生命保険料控除と別枠で、2万8千円の所得控除（介護医療保険料控除）を創設する。
- (2) 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額をそれぞれ2万8千円（現行3万5千円）とする。
- (3) 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の適用がある場合における合計適用限度額は7万円とする。
- (4) 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとする。

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

(5) 生命保険契約等の主契約又は特約の保障内容に応じ、その契約に係る保険料等を各保険料控除に適用する。

(6) 上記の新制度については、平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等について適用し、同日前に締結した生命保険契約等については従前の制度を適用する。

この場合において、新制度と従前の制度の双方の控除の適用があるときにおける合計適用限度額は7万円とする。

(7) 新制度は、平成25年度分以後の個人住民税について適用する。今後、保険会社等におけるシステム改修の必要性、契約内容の見直し等の場合の取扱い、各保険商品の保険料控除の適用関係等、制度移行に伴う諸課題について更に検討を進め、平成22年度改正において法制上の措置を講ずる。

14 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に次に掲げるものを加える。

(1) 従業員持株会等を通じて取得した上場株式等で、当該従業員持株会等の事務の委託を受けている金融商品取引業者等の営業所に開設する特定口座に受け入れられるもの

(2) 生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴いその社員に割り当てられる株式等で、その株式等の上場の際に一定の方法により特定口座へ受け入れられるもの

(3) 金融商品取引所等に上場する日前から引き続き所有していた株式等で、その上場の際に一定の方法により特定口座に受け入れられるもの

(4) 特定口座以外の口座で管理されていた被相続人、贈与者又は遺贈者（以下「被相続人等」という。）の上場株式等で、当該口座が開設されていた金融商品取引業者等の営業所に当該被相続人等に係る相続人、受贈者又は受遺者が開設している特定口座に一定の方法により移管されるもの

(5) 上場株式等で、所得税法の規定による課税繰延べ要件を満たさない次に掲げる事由が特定口座内保管上場株式等に生じたことにより取得するもの

① 取得請求権付株式に係る請求権の行使

② 取得条項付株式に係る取得事由の発生

③ 全部取得条項付種類株式に係る取得決議

④ 取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債に係る取得事由の発生

⑤ 特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生

15 平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間の特定口座への上場株式等の保管の委託に関する特例を廃止する。

16 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例において、平成21年1月5日前に上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式で同日に特定管理口座から払い出されたものを発行した株式会社の清算終了等の事実が発生した場合（同日から当該事実が発生した日までの間に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことその他一定の要件を満たす場合に限る。）についても特例の適用があるものとする。

- 17 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限を1年延長する。
- 18 公共法人等又は金融機関等が提出する国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書について、国外公社債等の利子等の支払の都度の提出を要しないこととする。
- 19 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合（外国におけるこれに類する組合を含む。）に出資を行う非居住者のうち、一定の要件を満たすものについて、一定の手続きの下で、国内に恒久的施設を有しないものとする等の措置を講ずる。
- 20 小笠原諸島への帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例の適用期限を5年延長する。
- 21 「生活対策」（平成20年10月30日決定）において実施することとされた「定額給付金」については、個人住民税を課さないこととする。
- 22 パラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして財団法人日本障害者スポーツ協会から交付される一定の金品については、個人住民税を課さないこととする。
- 23 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正により新たに支給されることとなる特別弔慰金について、次のとおり措置を講ずる。
 - (1) 個人住民税を課さないこととする。
 - (2) 差押えを禁止する。
- 24 平成21年度課税分の個人の道府県民税に係る徴収取扱費交付金については、納税義務者数に3,300円（本則3,000円）を乗じて得た金額とする。

第3 法人住民税

- 1 外国子会社配当益金不算入制度の創設等に伴い、所要の措置を講ずる。
- 2 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合（外国におけるこれに類する組合を含む。）に出資を行う外国法人のうち、一定の要件を満たすものについて、一定の手続きの下で、国内に恒久的施設を有しないものとする等の措置を講ずる。

第4 法人事業税

- 1 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合（外国におけるこれに類する組合を含む。）に出資を行う外国法人のうち、一定の要件を満たすものについて、一定の手続きの下で、国内に恒久的施設を有しないものとする等の措置を講ずる。
- 2 次のとおり課税標準の特例措置の適用期限を延長する。
 - (1) 電気供給業に係る法人事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、電気事業法に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給に係る託送供給の料金とし

て支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

- (2) 預金保険法に規定する協定銀行に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- (3) 預金保険法に規定する承継銀行に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- (4) 銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- (5) 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- (6) 関西国際空港株式会社、関西国際空港用地造成株式会社及び中部国際空港株式会社に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- (7) 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- (8) 東京湾横断道路株式会社に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。

3 次のとおり課税標準の特例措置を廃止する。

- (1) 株式会社産業再生機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置を廃止する。
- (2) 株式会社苫東、新むつ小川原株式会社及び石狩開発株式会社に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置を廃止する。
- (3) 関西文化学術研究都市建設促進法により一を限り指定される法人(株式会社けいはんな)に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置を廃止する。

第5 不動産取得税関係

- 1 社会医療法人が直接救急医療等確保事業の用に供するために取得する不動産に係る不動産取得税について、非課税措置を講ずる。
- 2 農業経営基盤強化促進法に規定する農地の所有者から委任を受け農地を面的に集積する事業により取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税について、当該土地の価格の3分の1に相当する額(交換による取得の場合は、当該3分の1に相当する額又は交換によって失った土地の固定資産課税台帳に登録された価格等に相当する額のいずれか多い額)を価格から控除する課税標準の特例措置を平成23年3月31日まで講ずる。
- 3 信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から当該信託の効力が生じた時における委託者の相続人等に信託財産を移す場合における不動産の取得に係る不動産取得税について、非課税措置を講ずる。
- 4 医療関係者養成所に係る不動産取得税の非課税措置について、対象に一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人に限る。)、社会医療法人等が取得する医療関係者養成所を追加する。

- 5 農業経営基盤強化促進法に規定する農地を面的に集積する事業を実施する法人について、農地保有合理化法人が取得する土地に係る不動産取得税の特例措置と同様の措置を講ずる。
- 6 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に従った事業譲渡により取得する不動産に係る不動産取得税の減額措置について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (1) 対象に一定の要件を満たす資産譲渡により取得する不動産を追加する。
 - (2) 対象となる計画類型に資源生産性革新計画（仮称）及び中小企業承継事業再生計画（仮称）を追加するとともに、対象となる計画類型から共同事業再編計画及び技術活用事業革新計画を除外する。
- 7 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長する。
 - (1) テレビジョン放送事業者が取得する地上放送デジタル化のための設備の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (2) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
 - (3) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
 - (4) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る不動産取得税の減額措置の適用期限を2年延長する。
 - (5) 農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が協議等により取得する農用区域内にある特定遊休農地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (6) 入会林野整備等により取得する土地に係る不動産取得税の減額措置の適用期限を2年延長する。
 - (7) 特定目的会社（SPC）が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (8) 投資信託により取得する一定の不動産及び投資法人が取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (9) 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を3年延長する。（再掲）
 - (10) 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長する。（再掲）
 - (11) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が民間都市再生事業計画に基づき取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

- (12) 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が民間都市再生整備事業計画に基づき取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (13) 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る整備事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (14) 民間都市開発の推進に関する特別措置法に規定する事業用地の区域内の土地に関する権利を有する者（事業者を除く。）が事業用地適正化計画に基づく土地の交換により新たに取得する土地（首都圏整備法に規定する既成市街地等の区域内にあるものを除く。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (15) 小笠原諸島へ帰島する者が取得する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。
- (16) 駐車場法に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (17) 河川法に規定する河川立体区域制度による河川整備に係る事業のために使用される土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (18) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する認定事業者が認定建替計画に基づき取得する土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (19) 一定の鉄道事業者が整備新幹線の開業に伴い旅客鉄道株式会社等からの譲渡により取得する並行在来線の鉄道施設の用に供する一定の不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を7年延長する。
- (20) 日本環境安全事業株式会社が取得するP C B廃棄物処理事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- (21) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が選定事業により政府の補助を受けて取得する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長する。

8 次のとおり非課税措置等を縮減合理化する。

- (1) 農業経営基盤強化促進法に規定にする農用地利用集積計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象を農用地区域内にある土地に限定したうえ、その適用期限を2年延長する。
- (2) 事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受けて取得する中小企業構造の高度化等のための不動産をその組合員に再譲渡する場合における不動産取得税の納税義務の免除措置について、対象から商店街振興組合が取得する不動産を除外する。

(3) 独立行政法人都市再生機構が取得する旧地域振興整備公団法及び旧都市基盤整備公団法に規定する業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、対象から分譲住宅に係る業務の用に供する土地を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。

9 次のとおり非課税等措置等を廃止する。

- (1) 農地法の規定によって国から売り渡され、又は売り払われた土地に係る不動産取得税の非課税措置について、所要の経過措置を講じたうえで廃止する。
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する旧地域振興整備公団法に規定する業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置を廃止する。
- (3) 都市計画施設の用に供される土地の所有者が独立行政法人都市再生機構法に規定する計画に基づき独立行政法人都市再生機構から交換により取得する一定の土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (4) 関西文化学術研究都市建設促進法に基づき指定を受けた者が取得する文化学術研究交流施設及びその土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置等を廃止する。
- (5) 独立行政法人空港周辺整備機構が取得する公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置を廃止する。
- (6) 独立行政法人環境再生保全機構が取得する旧環境事業団法に規定する業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置を廃止する。

第6 固定資産税関係

- 1 地方公共団体に対し総合行政ネットワークを介して電子申請等の行政サービスを提供するために取得された一定の電気通信設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の3分の2とする措置を2年間に限り講ずる。
- 2 社会医療法人が直接救急医療等確保事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税措置を講ずる。
- 3 政府の補助を受けて取得した事業用太陽光発電設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の3分の2とする措置を2年間に限り講ずる。
- 4 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象地域に東海地震対策に係る一定の地域を追加し、対象から感震装置及び緊急遮断装置以外の資産を除外したうえ、緊急地震速報受信設備を追加して、その課税標準を最初の3年間価格の3分の2（現行5年間価格の4分の3）とする。
- 5 テレビジョン放送事業者が取得した地上放送デジタル化のための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象からデジタル伝送装置及び一定の番組制作設備を除外し、空中線電力が0.3ワット以下の中継局に係る課税標準を最初の5年間価格の2分の1（現行3分の2）としたうえ、その適用期限を2年延長する。

- 6 医療関係者養成所に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に限る。）、社会医療法人等が設置する医療関係者養成所を追加する。
- 7 高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象に政府の補助を受けて整備した高齢者向け優良賃貸住宅を追加する。
- 8 低公害車燃料等供給施設の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象となる充電設備の取得価額要件を300万円以上（現行2,000万円以上）に引き下げたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 9 離島航路事業の用に供する一定の高性能船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の3分の1、その後5年間価格の3分の2（現行最初の5年間価格の3分の1）とし、船舶に係る適用要件について省エネ化を追加したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 10 流通システム効率化を促進する物流施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象区域に一定の鉄道貨物駅の周辺区域を追加し、港湾上屋に係る課税標準を最初の5年間価格の8分の7（現行6分の5）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
- 11 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長する。
 - (1) 三宅島噴火災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得した家屋及び償却資産に係る固定資産税の減額措置の適用期限を4年延長する。
 - (2) テレワークを実施するために企業等が取得した主たる就業場所とその他の就業場所との間の通信の用に供する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (3) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得した事業用施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (4) 独立行政法人森林総合研究所が農用地総合整備事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置の適用期限を4年延長する。
 - (5) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得した家屋に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。
 - (6) 都市緑地法に規定する緑化施設整備計画に基づき設置された一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (7) 駐車場法に基づき路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - (8) 一定の鉄道事業者が整備新幹線の開業に伴い旅客鉄道株式会社等より譲渡を受けた並行在来線の鉄道施設の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を7年延長する。
 - (9) 都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により、一定の第三セクター及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が取得した施設に対して、次の措置を講ずる。

- ① 駅施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
 - ② 線路設備等のうち市街化区域のトンネルに係る固定資産税の非課税措置の適用期限を2年延長する。
- (10) 一定の第三セクターが政府の補助を受けて、市街地再開発事業等と一体的に行われる既設の駅の大規模な改良工事で鉄道駅機能の強化に著しく資するものにより取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (11) 鉄軌道事業者が利用者利便の向上に資する相互乗入れ、直通化等に係る一定の大規模改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (12) 指定特定重要港湾において、特定国際コンテナ埠頭の整備を図るため、港湾法に基づく港湾管理者の認定を受けた運営者が、国の無利子資金の貸付けを受けて取得した荷さばき施設等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (13) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が選定事業により政府の補助を受けて整備した一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長する。
- 12 次のとおり課税標準の特例措置等を縮減合理化する。
- (1) 新潟県中越地震災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得した家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、対象から償却資産を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (2) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した一定の賃貸住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を3年延長する。
 - ① 第一種中高層耐火建築物である貸家住宅 最初の5年間3分の2減額（現行最初の5年間3分の2減額、その後5年間3分の1減額）
 - ② 第二種中高層耐火建築物である貸家住宅 最初の3年間3分の2減額（現行最初の5年間3分の2減額）
 - (3) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が民間都市再生事業計画に基づき整備した公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、ロビーに係る適用要件を見直したうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (4) 鉄軌道事業者が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、代替車両に係る適用要件を見直したうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (5) 一定の地域鉄道の鉄軌道事業者が政府の補助を受けて取得した保安度の向上のための設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、安全性の確保のために特に緊急に整備が必要な一定の設備に係る課税標準を最初の5年間価格の2分の1（現行4分の1）としたうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (6) 鉄軌道事業者等がICカード乗車券の共通化・相互利用化のために取得した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から更新

設備を除外し、課税標準を最初の3年間価格の5分の4（現行4分の3）としたうえ、その適用期限を2年延長する。

(7) 新たな営業路線の開業のために敷設された鉄道に係る線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から中部国際空港株式会社が所有する鉄道施設を除外する。

13 次のとおり課税標準の特例措置等を廃止する。

- (1) 旅客鉄道株式会社等から取得した一定の固定資産で、国鉄改革前に市町村納付金の算定上特例を受けていた償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (2) 既設の地下駅の火災対策のために政府の補助を受けて取得された一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (3) 浸水想定区域内の地下施設の所有者又は管理者が、地下浸水時の利用者の安全の確保のために取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (4) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。
- (5) 三大都市圏の特定市の一定の市街化区域農地であり、平成6年4月1日以後において住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされ、かつ、土地区画整理事業等に係る事業認可等がされた区域内にあるものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を廃止する。
- (6) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究交流施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

第7 自動車取得税

1 自動車取得税を目的税から普通税に改め、使途制限を廃止する。（再掲）

2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負荷の少ない自動車（新車に限る。）に係る自動車取得税について、3年間に限り、現行の特例措置に代えて、次のとおり特例措置を講ずる。（再掲）

(1) 次に掲げる自動車の取得について、自動車取得税を免除する。

- ① 電気自動車
- ② 車両総重量が3.5t以下の天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの
- ③ 車両総重量が3.5tを超える天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

- ④ プラグインハイブリッド自動車
 - ⑤ ハイブリッド自動車（車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックを除く。）で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものであって、平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの
 - ⑥ ハイブリッド自動車（車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックに限る。）で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの
 - ⑦ 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限る。）
- (2) 次に掲げる自動車の取得について、税率を75%軽減する。
- ① 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの
 - ② 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等であって平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの
- (3) 次に掲げる自動車の取得について、税率を50%軽減する。
- ① 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値）より15%以上燃費性能の良いもの
 - ② 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの
- 3 次に掲げる低公害車（新車を除く。）の取得に係る自動車取得税について、以下の措置を講ずる。
- (1) プラグインハイブリッド自動車について、税率から2.4%を軽減する特例措置を3年間に限り講ずる。
 - (2) 電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車（バス・トラックに限る。）に係る税率の特例措置の適用期限を3年延長する。
 - (3) ハイブリッド自動車（バス・トラックを除く。）に係る税率の特例措置について、対象を平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で平成22年度燃費基準値より25%以上燃費性能の良いものに限定するとともに、税率から軽減する率を1.6%（現行1.8%）としたうえ、その適用期限を3年延長する。
- 4 自動車NOx・PM法対策地域内における廃車代替に係る自動車取得税の特例措置を廃止する。

第8 軽油引取税

- 1 軽油引取税を目的税から普通税に改め、使途制限を廃止する。（再掲）
- 2 軽油引取税の課税免除措置については、エチレンその他の石油化学製品を製造する者がその原料の用途に供する軽油に係るものは引き続き地方税法本則による措置とし、その他のものは3年間の措置としたうえ、存続する。（再掲）
- 3 航空運送サービス業に係る課税免除措置の対象空港に静岡空港を追加する。（再掲）

第9 事業所税

- ・ 次のとおり課税標準の特例措置を縮減合理化する。
 - (1) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置について、従業者割の課税標準の特例措置を廃止したうえ、その適用期限を2年延長する。
 - (2) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、課税標準を3分の1控除（現行2分の1控除）としたうえ、その適用期限を2年延長する。

第10 国民健康保険税

- 1 国民健康保険税の2割減額の対象となる納税義務者の要件の見直しを行う。
- 2 国民健康保険税の介護納付金に係る課税限度額を10万円（現行9万円）に引き上げる。
- 3 国民健康保険税について特別徴収の方法による徴収を行わない納税義務者の要件の見直しを行う。

第11 国有資産等所在市町村交付金

- ・ 国から日本年金機構に承継される固定資産について、国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外する措置を講ずる。

第12 その他

- 1 独立行政法人日本貿易保険が特殊会社化されることに伴い、次の措置を講ずる。
 - (1) 日本貿易保険に係る法人事業税について、保険業と同様の課税方式とし、課税標準である収入金額は、各事業年度の正味収入保険料に100分の60を乗

じて得た金額とするとともに、収入金額の6分の5に相当する金額を収入金額から控除する課税標準の特例措置を講ずる。

(2) その他所要の措置を講ずる。

2 商品取引所法の一部改正に伴い、認可法人とされる委託者保護基金について、所要の措置を講ずる。

3 商法の改正等に伴い、所要の措置を講ずる。

二 市町村税の現況

1. 税目別構成

市町村税は、一般の経費を支弁する普通税と特定の経費を支弁する目的税から構成されている。普通税には、法定普通税と法定外普通税があり、法定普通税は、市町村民税と固定資産税を二本柱とし、このほか軽自動車税、市町村たばこ税等から成り立っている。

一方、目的税については、本県には入湯税、事業所税及び都市計画税があり、入湯税は、奈良市、橿原市、平群町、三郷町、吉野町、天川村、十津川村、上北山村の2市3町3村、事業所税の課税については人口要件があるため該当するのは奈良市のみ、都市計画税については9市4町でそれぞれ課税されている。なお、国民健康保険税を課税している団体は9市15町12村で、全39市町村(平成21年3月31日現在)の92.3%を占めており、残りの奈良市、天理市、香芝市の3市は国民健康保険料を徴している。

平成20年度の各税目の現年度調定の内訳は、右の第1表に示すとおりであり、市町村税総額は、前年度に比べて0.7%下回った。主な減少要因として、景気低迷の影響による法人住民税の減、たばこの売渡本数の減少による市町村たばこ税の減などが挙げられる。

第1表 平成20年度 市町村税の税目別調定表

単位：千円・%

税目別	現年課税分調定額		対前年比 ①/②
	平成20年度①	平成19年度②	
一 普通税	173,071,896	174,509,228	99.2
1 法定普通税	173,071,896	174,509,228	99.2
(1) 市町村民税	92,663,185	94,805,353	97.7
(2) 固定資産税	71,554,356	70,484,808	101.5
(3) 軽自動車税	1,952,778	1,897,267	102.9
(4) 市町村たばこ税	6,901,577	7,319,078	94.3
(5) 特別土地保有税	0	2,722	-
2 法定外普通税	0	0	-
二 目的税	9,805,623	9,638,479	101.7
(1) 入湯税	40,911	42,043	97.3
(2) 事業所税	830,232	794,927	104.4
(3) 都市計画税	8,934,480	8,801,509	101.5
三 旧法による税	0	0	-
合 計	182,877,519	184,147,707	99.3
国民健康保険税	23,214,617	27,232,783	85.2
国民健康保険料	13,539,389	16,106,469	84.1

2. 市町村民税

ここでは、平成21年度市町村税課税状況等調(平成21年7月1日現在)をもとに、市町村民税の現況を見ることとする。

所得割の納税義務者数は、561,712人で対前年度比0.5%の減、所得割額は、対前年度比2.9%減の74,455,874千円となっている。

第2表 所得区分別所得割額等

区 分	年 度	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の 所得者	分離譲渡所得 等を有する者	合 計
納税義務者	平20 ① (人)	434,598	24,378	879	96,661	7,744	564,260
	平21 ② (人)	435,848	22,582	653	98,511	4,118	561,712
所得割額	平20 ③ (千円)	62,001,619	3,449,026	70,587	7,601,823	3,562,673	76,685,728
	平21 ④ (千円)	61,476,536	3,300,350	39,556	7,577,795	2,061,637	74,455,874
1人当たりの 所得割額	平20 ⑤ (円)	142,664	141,481	80,304	78,644	460,056	135,905
	平21 ⑥ (円)	141,050	146,150	60,576	76,923	500,640	132,552
伸び率	②/① (%)	100.3	92.6	74.3	101.9	53.2	99.5
	④/③ (%)	99.2	95.7	56.0	99.7	57.9	97.1
	⑥/⑤ (%)	98.9	103.3	75.4	97.8	108.8	97.5

第3表 国民所得等の伸び

区 分	所得税(年)	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20
	住民税(年度)	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21
国民所得	1人当たり国民所得(千円)	2,876	2,929	2,840	2,791	2,804	2,849	2,865	2,924	2,934	—
	指数 平11=100	100	102	99	97	97	99	100	102	102	—
県民所得	1人当たり県民所得(千円)	2,814	2,846	2,751	2,737	2,688	2,656	2,707	2,719	2,681	—
	指数 平11=100	100	101	98	97	96	94	96	97	95	—
総所得金額	1人当たり総所得金額(千円)	1,533	1,502	1,463	1,395	1,340	1,389	1,438	1,446	1,458	1,424
	指数 平12=100	100	98	95	91	87	91	94	94	95	93

- (注) 1. 国民所得及び県民所得は、所得税の年に対応し、総所得金額は、住民税の年に対応する。
 2. 1人当たりの総所得金額は、課税状況等調及び1月1日現在の住民基本台帳人口を基礎に算出している。
 3. 国民所得及び県民所得は、奈良県統計課の資料に基づく。
 その数値は、推計方法や推計に用いる基礎資料の改訂により、遡って一部改定しているもので、昨年までに記載した数値と異なることがある。

第3表は、国民所得・県民所得と市町村税課税状況等の調による総所得金額等を比較したものである。

第4表 所得区分別納税義務者の伸び等

単位：人

区 分	年 度	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	指 数 平成12年度=100									
												12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
給 与 所 得 者		450,000	445,316	438,791	428,353	417,373	426,789	428,327	431,850	434,598	435,848	100	99	98	95	93	95	95	96	97	97
営 業 等 所 得 者		33,910	31,893	29,658	27,769	26,314	26,759	26,743	25,646	24,378	22,582	100	94	87	82	78	79	79	76	72	67
農 業 所 得 者		1,164	877	907	859	873	1,111	855	842	879	653	100	75	78	74	75	95	73	72	76	56
そ の 他 の 所 得 者		48,966	49,626	50,815	52,405	51,841	64,772	93,402	95,348	96,661	98,511	100	101	104	107	106	132	191	195	197	201
分 離 譲 渡 所 得 等 を 有 す る 者		3,232	3,395	2,929	2,729	14,721	7,074	10,175	8,845	7,744	4,118	100	105	91	84	455	219	315	274	240	127
合 計		537,272	531,107	523,100	512,115	511,122	526,505	559,502	562,531	564,260	561,712	100	99	97	95	95	98	104	105	105	105
県 人 口		1,452,072	1,452,207	1,449,168	1,446,536	1,443,227	1,438,935	1,433,532	1,415,644	1,410,754	1,404,448	100	100	100	100	99	99	99	97	97	97

第4表は、所得区分別に納税義務者数の動向を過去10年にわたり概観したものである。
 納税義務者数の合計数は、人口の減少傾向と景気低迷の影響を受けて、対前年度比0.5%の減少。平成20年度数値との比較では、「給与所得者」、「その他の所得者」で増加する一方、「営業等所得者」、「農業所得者」、「分離譲渡所得等を有する者」で減少している。

第5表 所得区分別所得割額の伸び等

単位：千円

区 分	年 度	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	指 数 平成12年度=100									
												12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
給 与 所 得 者 (定率減税含まず)		61,162,874	59,389,238	57,229,633	52,943,934	48,135,445	51,166,840	53,098,744	62,734,331	62,001,619	61,476,536	100	97	94	87	79	84	87	103	101	101
		67,401,239	65,502,153	63,147,464	58,499,457	53,324,173	56,638,046	55,792,514	—	—	—	100	97	94	87	79	84	83	—	—	—
営 業 等 所 得 者 (定率減税含まず)		4,433,250	4,301,360	4,141,592	3,923,047	3,557,234	3,762,702	3,887,110	3,594,076	3,449,026	3,300,350	100	97	93	88	80	85	88	81	78	74
		4,731,324	4,579,122	4,400,811	4,161,379	3,780,916	4,000,006	4,003,506	—	—	—	100	97	93	88	80	85	85	—	—	—
農 業 所 得 者 (定率減税含まず)		71,573	38,957	43,041	42,259	40,688	79,842	35,622	53,796	70,587	39,556	100	54	60	59	57	112	50	75	99	55
		81,302	44,571	49,276	48,301	46,671	90,305	38,078	—	—	—	100	55	61	59	57	111	47	—	—	—
そ の 他 の 所 得 者 (定率減税含まず)		3,504,397	3,636,078	3,639,326	3,628,801	3,467,612	3,787,978	5,445,924	7,456,170	7,601,823	7,577,795	100	104	104	104	99	108	155	213	217	216
		3,830,536	3,964,979	3,975,229	3,968,144	3,794,261	4,182,313	5,751,986	—	—	—	100	104	104	104	99	109	150	—	—	—
分 離 譲 渡 所 得 等 を 有 す る 者 (定率減税含まず)		2,808,414	2,677,357	2,223,288	1,865,193	4,415,910	3,305,946	4,666,456	3,957,628	3,562,673	2,061,637	100	95	79	66	157	118	166	141	127	73
		2,883,017	2,755,037	2,288,876	1,925,301	4,654,966	3,444,788	4,767,389	—	—	—	100	96	79	67	161	119	165	—	—	—
合 計 (定率減税含まず)		71,980,508	70,042,990	67,276,880	62,403,234	59,616,889	62,103,308	67,133,856	77,796,001	76,685,728	74,455,874	100	97	93	87	83	86	93	108	107	103
		78,927,418	76,845,862	73,861,656	68,602,582	65,600,987	68,355,458	70,353,473	—	—	—	100	97	94	87	83	87	89	—	—	—

第5表は、所得区分別に所得割額の動向を過去10年にわたり概観したものである。
 所得割額は、平成21年度は、景気低迷による所得額の減少等の影響により、約22億円（前年度比2.9%）の減少となっている。
 また、「農業所得者」に係る所得割額の変動が激しいが、これは、年度毎に変動する作柄等の影響を受けた結果であると考えられる。

第6表 所得区分別所得割額の構成割合の推移

単位：%

区 分	年 度	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
給 与 所 得 者 (定率減税含まず)		85.0	84.8	84.8	85.1	80.7	82.4	79.1	80.6	80.9	82.6
		(85.4)	(85.3)	(85.3)	(85.5)	(81.3)	(82.9)	(79.3)	(0.0)	—	—
営 業 等 所 得 者 (定率減税含まず)		6.2	6.1	6.2	6.2	6.0	6.1	5.8	4.6	4.5	4.4
		(6.0)	(6.0)	(6.0)	(6.0)	(5.8)	(5.9)	(5.7)	(0.0)	—	—
農 業 所 得 者 (定率減税含まず)		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	—	—
そ の 他 の 所 得 者 (定率減税含まず)		4.9	5.2	5.2	5.4	5.8	6.1	8.1	9.5	9.9	10.2
		(4.9)	(5.2)	(5.2)	(5.4)	(5.8)	(6.1)	(8.2)	(0.0)	—	—
分 離 譲 渡 所 得 等 を 有 す る 者 (定率減税含まず)		3.9	3.8	3.8	3.3	7.4	5.3	7.0	5.1	4.6	2.8
		(3.7)	(3.5)	(3.5)	(3.1)	(7.1)	(5.0)	(6.8)	(0.0)	—	—

※各所得区分毎の数値の合計値が、端数処理のため100.0とならない場合がある。

第6表は、所得区分別の所得割額の構成割合の推移を、過去10年にわたり概観したものである。
 「給与所得者」が8割、「その他の所得者」が1割を占めており、他の所得区分の者は、それぞれ全体の数%にとどまっている。特に「営業等所得者」の減少傾向が続いているのが特徴的といえる。

第7表 所得区分別納税義務者一人当たりの税額の伸び

単位：円

区 分	年 度	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	指 数 平成12年度=100									
												12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
給 与 所 得 者 (定率減税含まず)		135,917	133,364	130,426	123,599	115,330	119,888	123,968	145,269	142,664	141,050	100	98	96	91	85	88	91	107	105	104
		149,781	147,091	143,912	136,568	127,761	132,707	130,257	—	—	—	100	98	96	91	85	89	87	—	—	—
営 業 等 所 得 者 (定率減税含まず)		79,794	78,466	139,645	141,274	135,184	140,614	145,351	140,142	141,481	146,150	100	98	175	177	169	176	182	176	177	183
		87,747	86,177	148,385	149,857	143,685	149,483	149,703	—	—	—	100	98	169	171	164	170	171	—	—	—
農 業 所 得 者 (定率減税含まず)		61,489	44,421	47,454	49,196	46,607	71,865	41,663	63,891	80,304	60,576	100	72	77	80	76	117	68	104	131	99
		69,847	50,822	54,329	56,229	53,460	81,283	44,536	—	—	—	100	73	78	81	77	116	64	—	—	—
そ の 他 の 所 得 者 (定率減税含まず)		71,568	73,270	71,619	69,245	66,889	58,482	58,306	78,200	78,644	76,923	100	102	100	97	93	82	81	109	110	107
		78,228	79,897	78,229	75,721	73,190	64,570	61,583	—	—	—	100	102	100	97	94	83	79	—	—	—
分離譲渡所得等を有する者 (定率減税含まず)		868,940	788,618	759,060	683,471	299,974	467,338	458,620	447,442	460,056	500,640	100	91	87	79	35	54	53	51	53	58
		892,023	790,488	781,453	705,497	316,213	486,965	468,539	—	—	—	100	89	88	79	35	55	53	—	—	—
合 計 (定率減税含まず)		133,974	131,881	128,612	121,854	116,639	117,954	119,989	138,296	135,905	132,552	100	98	96	91	87	88	90	103	101	99
		146,904	144,556	144,556	133,959	128,347	129,829	125,743	—	—	—	100	98	98	91	87	88	86	—	—	—

第7表は、所得区分別の納税義務者一人あたりの所得割額の伸びを、過去10年にわたり概観したものである。
平成21年度は、全体として一人当たりの税額が減少している。これは、景気の低迷による所得額の減少の影響が大きいと考えられる。

第8表 所得区分別所得割額の構成割合

区分 市町村名	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	譲渡所得者	合計
大和高田市	86.0	4.2	0.0	8.2	1.5	99.9
大和郡山市	83.5	3.4	0.1	11.2	1.8	100.0
天理市	85.7	3.6	0.2	8.8	1.7	100.0
橿原市	83.9	3.9	0.0	10.1	2.0	99.9
桜井市	82.8	5.5	0.0	9.3	2.4	100.0
五條市	85.4	5.0	0.9	7.7	0.9	99.9
御所市	83.4	4.8	0.0	8.7	3.0	99.9
生駒市	81.7	4.4	0.0	10.2	3.6	99.9
香芝市	83.1	5.0	0.0	8.4	3.4	99.9
葛城市	83.3	3.4	0.1	9.4	3.8	100.0
宇陀市	84.2	4.4	0.1	10.1	1.3	100.1
市計	82.4	4.5	0.0	10.2	2.9	100.0
山添村	89.3	3.0	1.0	6.0	0.7	100.0
平群町	81.4	3.2	0.3	13.6	1.4	99.9
三郷町	82.1	2.8	0.0	11.4	3.7	100.0
斑鳩町	83.2	3.7	0.0	10.9	2.2	100.0
安堵町	85.5	2.3	0.0	7.7	4.5	100.0
川西町	80.4	5.1	0.0	11.7	2.8	100.0
三宅町	83.7	4.5	0.0	10.5	1.3	100.0
田原本町	83.5	4.1	0.2	9.9	2.3	100.0
曾爾村	80.5	7.4	2.0	9.9	0.2	100.0
御杖村	86.5	4.2	0.8	8.1	0.4	100.0
高取町	86.3	4.1	0.0	8.6	1.0	100.0
明日香村	84.2	6.0	0.2	8.2	1.4	100.0
上牧町	84.3	3.1	0.0	10.8	1.8	100.0
王寺町	82.3	3.6	0.0	10.9	3.2	100.0
広陵町	87.1	4.7	0.0	5.7	2.4	99.9
河合町	79.6	4.1	0.0	13.7	2.5	99.9
吉野町	77.9	7.4	0.0	12.7	2.0	100.0
大淀町	84.3	5.2	0.0	7.9	2.5	99.9
下市町	84.3	5.7	0.2	9.3	0.5	100.0
黒滝村	76.0	12.2	0.0	9.5	2.2	99.9
天川村	79.0	13.2	0.0	7.4	0.3	99.9
野迫川村	91.5	5.4	0.0	3.1	0.0	100.0
十津川村	84.5	6.9	0.0	7.0	1.6	100.0
下北山村	88.0	3.6	0.0	8.2	0.2	100.0
上北山村	84.7	4.0	0.0	11.3	0.0	100.0
川上村	75.2	4.6	0.0	15.4	4.8	100.0
東吉野村	69.6	6.2	0.0	7.9	16.3	100.0
町村計	83.3	4.1	0.1	10.1	2.4	100.0
合計	82.6	4.4	0.1	10.2	2.8	100.1

※各所得区分毎の数値の合計値が、端数処理のため 100.0 とならない場合がある。

第9表 住民100人当たりの納税義務者数

(その1)

区分 市町村名	住民100人当たり 納税義務者数(人)		住民1人当たり 所得割額(円)		所得割納税義務者 1人当たり所得割額(円)	
	均等割	所得割	総額	譲渡除	総額	譲渡除
	奈良市	45	42	63,366	61,236	149,860
大和高田市	42	37	41,897	41,248	111,954	110,221
大和郡山市	46	42	49,191	48,306	117,838	115,717
天理市	40	36	39,974	39,282	111,059	109,136
橿原市	42	40	48,019	47,051	121,213	118,771
桜井市	41	37	42,270	41,253	114,966	112,201
五條市	40	35	34,855	34,536	100,531	99,611
御所市	38	34	36,867	35,744	110,044	106,691
生駒市	47	44	73,937	71,267	168,252	162,176
香芝市	43	40	57,038	55,081	144,282	139,331
葛城市	43	39	44,854	43,150	115,998	111,592
宇陀市	42	38	40,089	39,584	106,812	105,467
市計	44	40	54,222	52,674	134,975	131,121
山添村	44	38	34,178	33,941	89,132	88,516
平群町	47	43	56,159	55,353	129,883	128,019
三郷町	45	41	51,701	49,768	125,223	120,541
斑鳩町	46	43	51,704	50,572	121,425	118,767
安堵町	44	40	43,571	41,590	108,105	103,191
川西町	43	39	44,226	42,999	114,654	111,473
三宅町	42	38	44,186	43,596	116,713	115,155
田原本町	43	39	46,941	45,848	121,088	118,268
曾爾村	37	31	27,517	27,457	87,709	87,517
御杖村	41	27	20,726	20,636	77,350	77,015
高取町	41	36	39,321	38,934	108,555	107,488
明日香村	43	38	44,342	43,735	116,019	114,431
上牧町	42	39	46,677	45,841	120,111	117,960
王寺町	47	43	61,963	59,983	143,767	139,173
広陵町	43	39	58,931	57,525	151,396	147,784
河合町	46	42	60,358	58,833	142,029	138,440
吉野町	42	36	32,670	32,031	91,462	89,673
大淀町	41	36	37,548	36,594	103,826	101,186
下市町	40	34	34,174	34,016	99,071	98,612
黒滝村	39	34	27,901	27,295	82,382	80,593
天川村	41	33	27,719	27,628	83,054	82,780
野迫川村	29	24	22,727	22,727	94,175	94,175
十津川村	36	31	28,636	28,178	93,176	91,686
下北山村	39	35	31,863	31,805	90,553	90,390
上北山村	45	41	41,999	41,999	103,035	103,035
川上村	39	33	27,866	26,518	84,575	80,484
東吉野村	37	31	28,149	23,560	91,256	76,378
町村計	44	39	48,523	47,354	123,351	120,378
県計	44	40	53,014	51,546	132,552	128,881

(その2)

区分 市町村名	住民1人当り 税額指数 県平均=100
生駒市	138
奈良市	119
王寺町	116
河合町	114
広陵町	112
香芝市	107
平群町	107
市計	102
県計	100
斑鳩町	98
三郷町	97
大和郡山市	94
町村計	92
橿原市	91
田原本町	89
上牧町	89
三宅町	85
明日香村	85
葛城市	84
川西町	83
安堵町	81
上北山村	81
大和高田市	80
桜井市	80
宇陀市	77
天理市	76
高取町	76
大淀町	71
御所市	69
五條市	67
山添村	66
下市町	66
吉野町	62
下北山村	62
十津川村	55
天川村	54
曾爾村	53
黒滝村	53
川上村	51
東吉野村	46
野迫川村	44
御杖村	40

第8表は、所得割額について、所得区分別の構成割合を市町村別に概観したものである。「給与所得者」に係る所得割額が、どの市町村においても圧倒的に高い割合を占めている。「営業等所得者」については、村部において比較的高い割合を示している。

第9表(その1)は、推計人口(平成21年1月1日現在)を基に、市町村税課税状況等の調による納税義務者数等を市町村別に概観したものである。住民1人当たりの所得割額(所得割額/人口)は、景気低迷による所得額の減少の影響等で、昨年度より若干減少している。第9表(その2)は、住民1人当たり所得割額(譲渡除)の県平均額51,546円を100として、各市町村の住民1人当たり所得割額(譲渡除)を指数化し、高い順に並べている。指数が100以上の団体は、7団体(昨年度も7団体)のみであり、比較的高額の所得を有する者が一部の市町に片寄っていることがうかがえる。

第10表 課税最低限の推移 夫婦子2人の給与所得者の場合

単位:千円・%

区 分	所得税(年) 住民税(年度)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
所得税	課税最低限①	3,198	3,198	3,277	3,277	3,539	3,539	3,539	3,616	3,821	3,842	3,842	3,842	3,842	3,250	3,250	3,250	3,250	3,250
	指数(平成17年=100)	98.4	98.4	100.8	100.8	108.9	108.9	108.9	111.3	117.6	118.2	118.2	118.2	118.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
住民税所得割	課税最低限②	2,801	2,801	2,849	3,007	3,031	3,031	3,031	3,063	3,095	3,250	3,250	3,250	3,250	2,700	2,700	2,700	2,700	-
	指数(平成17年=100)	103.7	103.7	105.5	111.4	112.3	112.3	112.3	113.4	114.6	120.4	120.4	120.4	120.4	100.0	100.0	100.0	100.0	-
消費者物価指数	対前年比	102.7	101.9	101.1	100.3	99.9	100.2	101.9	101.3	99.6	98.7	100.1	98.9	99.2	99.4	98.9	99.7	100.2	101.4
	消費者物価指数	98.7	100.6	101.7	102.0	101.9	102.1	104.0	105.3	104.9	103.5	103.6	102.5	101.7	101.1	100.0	99.7	99.9	101.3
所得税に対する住民税の割合②/①		87.6	87.6	86.9	91.8	85.6	85.6	85.6	84.7	81.0	84.6	84.6	84.6	84.6	83.1	83.1	83.1	83.1	-

(注) 1. 課税最低限は、妻子に所得がなく、子のうち1人は16～22歳で、給与の収入額に応じ一定の社会保険料が控除(給与収入の7%とする。ただし、平成12年分の所得税以降及び平成13年度分の住民税以降は10%とする。)されるものとして計算している。
2. 消費者物価指数は、所得税に対応する年のものであり、平成17年を基準とする指数(平成17年=100、5年ごと改正)を用いている。

第10表は、夫婦子2人の標準世帯における所得税と住民税の課税最低限の推移である。平成16年(住民税では平成17年度)以降、課税最低限の引き下げは行われていない。消費者物価指数もこの間、ほぼ横ばいに推移している。

3. 固定資産税

(1) 課税客体たる土地、家屋の面積及び筆数等

(ア) 課税客体たる土地の総地積及び家屋の床面積は、第11表のとおりである。

これによると土地の総地積は、1,379,114,789㎡であって、地目別内訳は、田 193,145,273㎡、畑 80,898,890㎡、宅地 147,428,277㎡、山林 878,837,323㎡、その他 78,805,026㎡となっており、その割合は大きいものから山林 63.7%、田 14.0%、宅地 10.7%、畑 5.9%、その他 5.7%となっている。

前年度対比では、田が0.6%減少、畑が0.6%減少、宅地が0.4%増加、山林が0.2%増加、その他が0.2%減少となっている。

一方、家屋の総床面積は 84,157,228㎡であって、このうち木造家屋は 48,686,276㎡、非木造家屋は 35,470,952㎡となっており、おのおの全体に占める割合は、木造家屋 57.9%、非木造家屋 42.1%となっている。

前年度対比では、家屋全体では 0.8%の伸びであり、木造家屋が 0.5%、非木造家屋が 1.2%増加している。

第11表 課税客体たる土地及び家屋の面積

(単位：㎡・%)

区 分	平成20年度		平成21年度		対 比 B/A	
	面 積 B	比 率	面 積 B	比 率		
土 地	田	194,287,039	14.1	193,145,273	14.0	99.4
	畑	81,393,065	5.9	80,898,890	5.9	99.4
	宅 地	146,820,267	10.5	147,428,277	10.7	100.4
	山 林	877,160,817	63.6	878,837,323	63.7	100.2
	その他	80,421,751	5.8	78,805,026	5.7	98.0
	計	1,380,082,939	100.0	1,379,114,789	100.0	99.9
家 屋	木 造	48,426,555	58.2	48,686,276	57.9	100.5
	非木造	35,050,030	41.8	35,470,952	42.1	101.2
	計	83,476,585	100.0	84,157,228	100.0	100.8

(イ) 土地の総筆数、家屋の総棟数は、第12表のとおりである。

これによると、土地の総筆数は、2,068,746筆であって、その割合は多いものから宅地 44.7%、山林 19.2%、田 17.2%、畑 11.3%、その他 7.6%となっている。

これは、第13表からもわかるように、土地一筆当たりの地積は山林が飛び抜けて大きく、次に田、その他、畑と続き、宅地が一番小さい。そのため山林は、総地積の約三分の二を占めているにもかかわらず、筆数においては 19.2%しかない。

前年比では、田が 0.9%、畑も 0.7%減少しており、宅地が 0.6%増加、山林が 0.2%増加、その他が 0.9%増加している。

一方、家屋の総棟数は 687,799棟であり、このうち木造家屋は 530,330棟、非木造家屋は 157,469棟であり、おのおの全体に占める割合は木造家屋 77.1%、非木造家屋 22.9%となっている。

前年度対比では、家屋全体では 0.2%減少し、木造家屋が 0.2%の増加、非木造家屋が 1.8%減少している。

第12表 土地及び家屋の筆数及び棟数

(単位：筆・棟・%)

区分	平成20年度		平成21年度		対比 B/A	
	筆数・棟数	比率	筆数・棟数	比率		
土地	田	358,756	17.4	355,445	17.2	99.1
	畑	235,791	11.4	234,063	11.3	99.3
	宅地	919,306	44.5	924,489	44.7	100.6
	山林	395,836	19.2	396,786	19.2	100.2
	その他	156,565	7.6	157,963	7.6	100.9
	計	2,066,254	100.0	2,068,746	100.0	100.1
家屋	木造	529,032	76.7	530,330	77.1	100.2
	非木造	160,389	23.3	157,469	22.9	98.2
	計	689,421	100.0	687,799	100.0	99.8

第13表 土地1筆あたりの地積及び家屋1棟あたりの床面積

(単位：㎡・%)

区分	平成20年度		平成21年度		対比 20年/21年
	1筆当地積 1棟当り床面積	1筆当地積 1棟当り床面積	1筆当地積 1棟当り床面積	1筆当地積 1棟当り床面積	
土地	田	542	543	543	100.2
	畑	345	346	346	100.3
	宅地	160	159	159	99.4
	山林	2,216	2,215	2,215	100.0
	その他	514	499	499	97.1
	計	668	667	667	99.9
家屋	木造	92	92	92	100
	非木造	218	225	225	103.2
	計	121	122	122	100.8

(2) 納税義務者数

固定資産税の納税義務者数は、第14表のとおりである。

これによると、納税義務者数は、土地にあつては 386,430人、家屋にあつては 417,497人、償却資産にあつては 8,105人である。前年度対比では土地が 4.3%減少、家屋が 1.0%増加し、償却資産については増減がなかった。

第14表 固定資産税の納税義務者数

(単位：人・%)

区 分	納 税 義 務 者 数		21年／20年
	平成20年度	平成21年度	
土 地	403,778	386,430	95.7
家 屋	413,237	417,497	101.0
償却資産	8,109	8,105	100.0
計	825,124	812,032	98.4

(3) 固定資産評価額等

(ア) 価格

評価額は、第15表のとおりである。

平成21年度は、評価替えの年度にあたり、土地及び家屋の価格については評価替えが実施されている。

その結果、土地にあっては、一般田 22,365,198千円 (0.3%減)、宅地介在田等 206,812,128千円 (6.8%増)、一般畑 4,061,834千円 (0.5%減)、宅地介在畑等63,810,322千円 (2.3%増)、宅地 5,697,773,678千円 (2.4%増)、一般山林 17,976,899千円 (0.1%減)、宅地介在山林等 20,724,206千円 (5.6%減)、その他 456,724,703千円 (3.1%増) となり、前年度比では土地全体で 2.5%の増加である。

また、家屋にあっては、木造家屋 889,216,504千円 (6.3%増)、非木造家屋 1,255,359,403千円 (1.2%減) となり、前年度対比では家屋全体で 3.4%の減少となった。

償却資産にあっては、市町村決定分が 398,710,040千円 (0.5%減)、大臣・知事配分が 395,502,936千円 (2.5%減) となり、前年度対比では償却資産全体で1.5%の減少となった。

(イ) 課税標準額

課税標準額は、第15表のとおりである。

① 平成20年度までの地価の上昇を反映し、土地の価格は宅地を中心に一部地目で増加しているが、課税標準額では、負担調整措置の影響により、土地全体では2.5%の増加となった。課税標準額の内容は、一般田 20,884,034千円 (0.3%減)、宅地介在田等 54,528,952千円 (2.0%減)、一般畑 3,619,766千円 (0.8%減)、宅地介在畑等 16,573,846千円 (0.4%減)、宅地 1,788,432,396千円 (0.3%減)、一般山林 15,995,240千円 (0.1%減)、宅地介在山林等 11,347,849千円 (ほぼ増減なし)、その他303,607,074千円 (0.9%増)、合計で2,214,989,157千円で前年と0比較して0.2%の減少となっている。

家屋と償却資産にあっては、基本的に評価額と課税標準額は同額であり、前年度対比は一致するものであるが、課税標準額の特例適用分があるため若干の差が生じている。

② 土地、家屋及び償却資産の固定資産税に占める割合を見ると、土地43.4%、家屋 41.9%、償却資産 14.7%である。さらに、土地だけに目を移すと、一般田 0.9%、宅地介在田等 2.5%、一般畑 0.2%、宅地介在畑等 0.7%、宅地 80.7%、一般山林 0.7%、宅地介在山林等 0.5%、その他 13.7%となっている。

(ウ) 新增築木造専用住宅の1㎡当たりの価格について

平成20年度の新増築木造専用住宅の1㎡当たりの価格については、県全体で 62,219円で前年度に対し 0.1%の増加となっている。

これを市町村別に比較したものが、第2図である。

第15表 価格及び課税標準額等

区 分	平成 20 年 度				平成 21 年 度				対 前 年 度 比 (%)			
	地 積 (㎡) A	価 格 (千円) B	課税標準額 (千円) (免点以上) C	平均価格 (円/㎡) B/A (G)	地 積 (㎡) D	価 格 (千円) E	課税標準額 (千円) (免点以上) F	平均価格 (円/㎡) E/D (H)	D/A	E/B	F/C	H/G
一 般 田	181,926,155	22,439,941	20,947,567	123	181,224,836	22,365,198	20,884,034	123	99.6	99.7	99.7	100.1
宅地介在田等	12,360,884	193,556,097	55,646,850	15,659	11,920,437	206,812,128	54,528,952	17,349	96.4	106.8	98.0	110.8
一 般 畑	77,711,307	4,084,223	3,650,163	53	77,271,829	4,061,834	3,619,766	53	99.4	99.5	99.2	100.0
宅地介在畑等	3,681,758	62,355,742	16,638,375	16,936	3,627,061	63,810,322	16,573,846	17,593	98.5	102.3	99.6	103.9
宅 地	146,820,267	5,566,904,040	1,794,444,666	37,916	147,428,277	5,697,773,678	1,788,432,396	38,648	100.4	102.4	99.7	101.9
一 般 山 林	873,172,717	17,995,785	16,015,805	21	875,072,818	17,976,899	15,995,240	21	100.2	99.9	99.9	99.7
宅地介在山林等	3,988,100	21,962,411	11,352,342	5,507	3,764,505	20,724,206	11,347,849	5,505	94.4	94.4	100.0	100.0
そ の 他	80,421,751	442,833,087	301,011,543	5,506	78,805,026	456,724,703	303,607,074	5,796	98.0	103.1	100.9	105.3
計	1,380,082,939	6,332,131,326	2,219,707,311	4,588	1,379,114,789	6,490,248,968	2,214,989,157	4,706	99.9	102.5	99.8	102.6
構 造 別	床面積 (㎡) A	価 格 (千円) B	課税標準額 (千円) (免点以上) C	平均価格 (円/㎡) B/A (G)	床面積 (㎡) D	価 格 (千円) E	課税標準額 (千円) (免点以上) F	平均価格 (円/㎡) E/D (H)	D/A	E/B	F/C	H/G
木 造	48,479,045	948,740,989	946,943,488	19,570	48,686,276	889,216,504	886,530,899	18,264	100.4	93.7	93.6	93.3
非 木 造	35,031,369	1,270,464,752	1,268,898,945	36,266	35,470,952	1,255,359,403	1,251,934,798	35,391	101.3	98.8	98.7	97.6
計	83,510,414	2,219,205,741	2,215,842,433	26,574	84,157,228	2,144,575,907	2,138,465,697	25,483	100.8	96.6	96.5	95.9
区 分	価 格 (免点以上) (千円)		課税標準額 (免点以上) (千円)		価 格 (免点以上) (千円)		課税標準額 (免点以上) (千円)		C/A		D/B	
市町村長決定分	400,752,180		397,494,692		398,710,040		395,948,368		99.5		99.6	
大臣・知事配分	405,743,650		361,853,730		395,502,936		354,901,139		97.5		98.1	
計	806,495,830		759,348,422		794,212,976		750,849,507		98.5		98.9	

(エ) 新築住宅の減額措置状況について

平成21年度の新築住宅の減額措置状況は、第16表のとおりである。

これによると平成20年中に新築された家屋のうち、減額の対象となったものは8,873戸である。

総軽減額は、1,217,274千円であり、平成21年度に新たに軽減対象となった税額は、平成21年度の新築住宅の減税額の32.7%を占めることとなる。

第16表 新築住宅の軽減の適用状況

区 分	総 数			平成21年度に新たに軽減の対象となったもの			平成21年度で軽減期間が終了するもの			対 比		
	個 数 A	床面積 B (㎡)	軽減税額 C (千円)	個 数 D	床面積 E (㎡)	軽減税額 F (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	D/A	E/B	F/C
法附則第15条の6第1項 (1/2減額)	19,296	1,945,358	792,766	5,911	584,640	260,122	6,390	662,580	252,977	30.6	30.1	32.8
法附則第15条の6第2項 (1/2減額)	9,925	773,016	408,603	2,832	229,763	137,224	1,445	117,732	55,310	28.5	29.7	33.6
法附則第15条の8第3項 (1/3減額)	39	4,333	1,708	0	0	0	15	4,333	1,708	0.0	0.0	0.0
法附則第15条の8第3項 (2/3減額)	76	6,579	4,497	0	0	0	49	6,579	4,497	0.0	0.0	0.0
法附則第15条の8第4項 (2/3減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
法附則第15条の8第5項 (1/3減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
法附則第15条の8第5項 (2/3減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
法附則第15条の9第1項 (1/2減額)	138	11,235	1,250	44	3,847	431	26	2,461	211	31.9	34.2	34.5
法附則第15条の9第4項 (1/3減額)	41	2,930	311	41	2,930	311	41	2,930	311	100.0	100.0	100.0
法附則第15条の9第5項 (1/3減額)	1	100	12	1	100	12	1	100	12	100.0	100.0	100.0
法附則第15条の9第9項 (1/3減額)	31	2,711	348	31	2,711	348	31	2,711	348	100.0	100.0	100.0
法附則第15条の9第10項 (1/3減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
法附則第16条第3項(旧法・2/3減額)	143	11,563	7,184	0	0	0	50	3,722	2,045	0.0	0.0	0.0
法附則第16条第3項(旧法・3/4減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
法附則第16条第6項(旧法・3/5減額)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
法附則第15条の8第1項 (旧法・1/3減額)	13	1,409	150	13	1,409	150	0	0	0	100.0	100.0	100.0
法附則第15条の8第1項 (旧法・2/3減額)	12	745	445	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
計	29,715	2,759,979	1,217,274	8,873	825,400	398,598	8,048	803,148	317,419	29.9	29.9	32.7

(4) 免税点について

(ア) 土地及び家屋の免税点未満の面積

土地及び家屋の免税点未満の地積及び床面積の状況は、第17表のとおりである。

これによると、各地目毎の免税点未満の地積の占める割合は、畑が一番高く 12.7%、続いて山林 11.1%、その他 7.1%、田 6.8%、宅地 1.6% となっている。家屋にあっては、木造家屋が 5.1%、非木造家屋が 0.2%となっている。

第17表 土地及び家屋の免税点未満の地積及び面積

区 分	免税点未満の 地積又は床面 積 A m ²	課税地積又は 課税床面積 B m ²	総地積又は 総床面積 C m ²	比 率 A/C (%)	(前年度) 比 率 A/C (%)	
土 地	田	13,144,893	180,000,380	193,145,273	6.8	6.8
	畑	10,283,498	70,615,392	80,898,890	12.7	12.4
	宅 地	2,343,112	145,085,165	147,428,277	1.6	1.5
	山 林	97,782,641	779,378,176	877,160,817	11.1	11.1
	その他	5,699,447	74,782,085	80,481,532	7.1	6.4
	計	129,253,591	1,249,861,198	1,379,114,789	9.4	9.3
家 屋	木 造	2,470,599	46,215,677	48,686,276	5.1	5.1
	非木造	64,123	35,406,829	35,470,952	0.2	0.2
	計	2,534,722	81,622,506	84,157,228	3	3.1

(5) 都市計画税

平成21年度において都市計画税を課している団体は、9市4町（奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、三郷町、斑鳩町、田原本町、王寺町）の13団体である。

都市計画税の課税の概要は、第18表のとおりである。

課税区域の面積は、前年度並みとなっている。

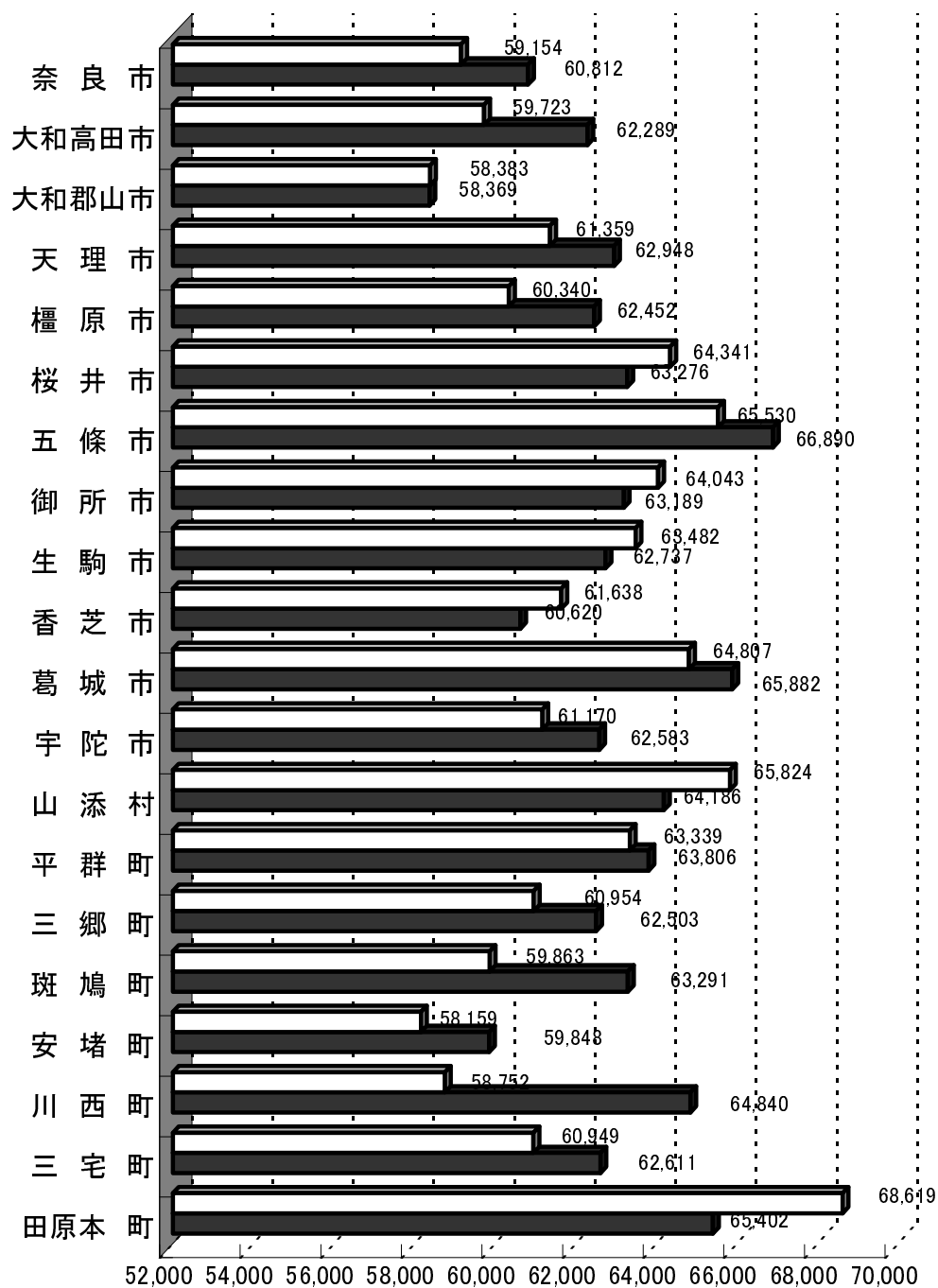
平成21年度は、土地については、平成20年度までの地価上昇が評価替への反映により決定価格が3.1%上昇、課税標準額は0.2%上昇した。

一方、家屋については、在来家屋の評価替えに伴い決定価格が2.9%、課税標準額が2.8%減少している。

第18表

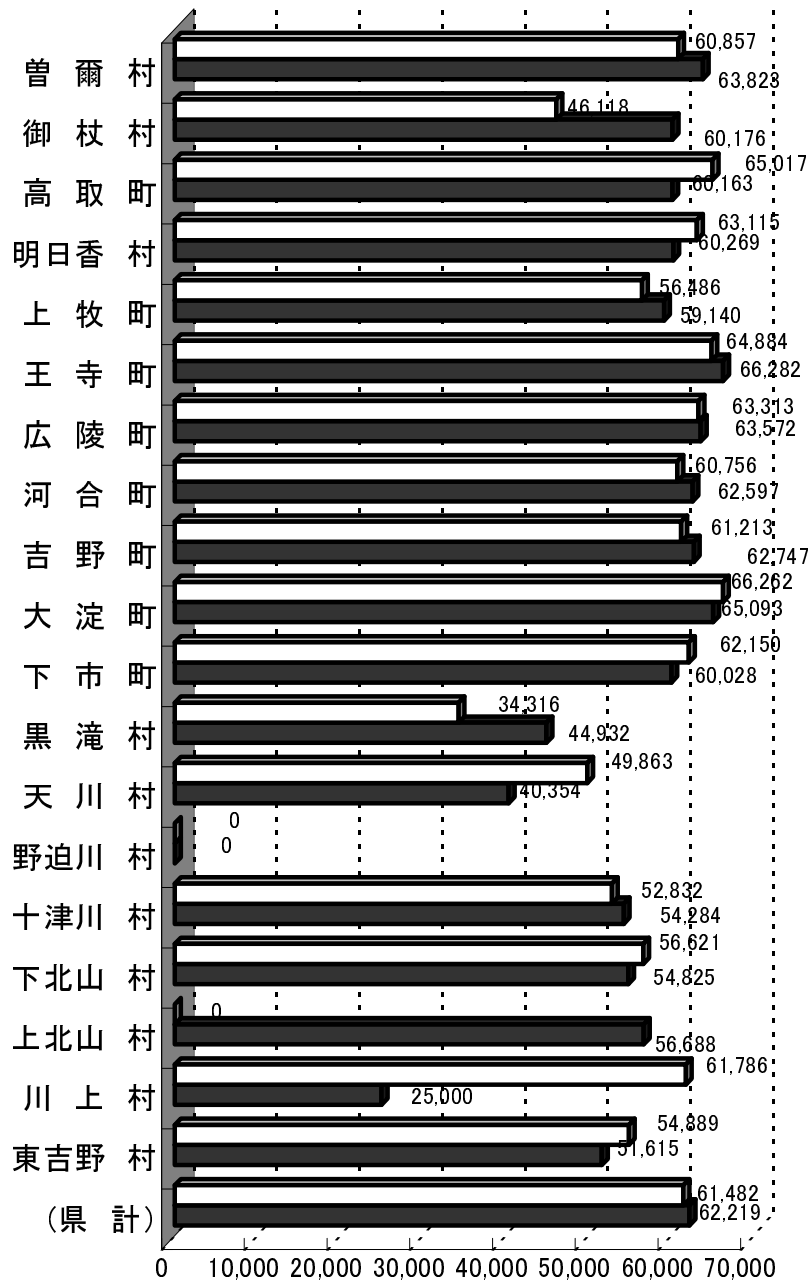
区 分	平成21年度 A	平成20年度 B	A/B (%)	
課税区域面積 (千㎡)	101,867	101,798	100.1	
納税義務者数 (人)	土 地	230,505	92.9	
	家 屋	257,295	101.3	
地積及び床面積 (千㎡) (㎡)	土 地	100,512	100.6	
	家 屋	46,400,501	45,954,421	101.0
筆数及び棟数	土 地	495,424	492,221	100.7
	家 屋	340,897	337,772	100.9
決 定 価 格 (千円)	土 地	4,330,435,084	4,201,313,456	103.1
	家 屋	1,392,501,259	1,433,473,352	97.1
課 税 標 準 額 (千円)	土 地	2,019,542,182	2,015,311,248	100.2
	家 屋	1,390,994,308	1,430,544,152	97.2
課 税 団 体	13	13	100.0	

第2図 平成21年度新增築分の木造専用住宅1㎡単価



■ 平21年度単価 □ 平20年度単価

第2図 平成21年度新增築分の木造専用住宅1㎡単価



■ 平21年度単価 □ 平20年度単価

4. その他の諸税等

(1) 市町村たばこ税

奈良県の平成20年度のたばこの総売渡本数は、21億464万本で前年度の22億3,158万本に比べ5.7%の減となった。
市町村たばこ税の20年度の調定額は、6,901,577千円で前年度の7,319,084千円に対し5.7%の減となった。

市町村たばこ税の状況

単位：千円

年度 市町村の別	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	前年度対比 (%)				
						16/15	17/16	18/17	19/18	20/19
市部	5,888,933	5,913,493	5,957,002	5,858,109	5,562,824	105.3	100.4	100.7	98.3	95.0
町村部	1,805,977	1,487,658	1,483,518	1,460,975	1,338,753	90.7	82.4	99.7	98.5	91.6
計	7,694,910	7,401,151	7,440,520	7,319,084	6,901,577	101.5	96.2	100.5	98.4	94.3

(2) 軽自動車税

平成20年度の軽自動車税の調定額は、2,203,886千円、前年の2,148,150千円に対し、2.6%の増となった。市町村税目の中でも、軽自動車税の徴収確保は難しく、徴収率は86.9%、滞納繰越分の徴収率においては、18.1%にとどまっている。前年度と比較して徴収率においては、0.2%上昇しているが、滞納繰越分の徴収率においては、0.2%低下している。

(3) 国民健康保険税(料)

国民健康保険被保険者数及び課税額の状況については、次表のとおりである。平成20年度より後期高齢者医療制度が始まったことにとともに、75歳以上の者が後期高齢者医療制度へ移行し、国民健康保険の被保険者にはあらたに後期高齢者支援金等課税(賦課)分を課することとなった。

国民健康保険の状況

	平成17年3月31日現在		平成18年3月31日現在		平成19年3月31日現在		平成20年3月31日現在		平成21年3月31日現在		
	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	人員(人)	指数	
県の状況	世帯数A	529,866	100	535,928	101	540,542	102	545,391	103	550,523	104
	人口B	1,434,548	100	1,430,366	100	1,425,308	99	1,419,626	99	1,414,970	99
加入者の状況	世帯数C	252,659	100	257,361	102	260,152	103	261,865	104	207,007	82
	被保険者D	503,677	100	505,319	100	503,104	100	499,529	99	383,449	76
加入割合	世帯数C/A	47.7	100	48.0	101	48.1	101	48.0	101	37.6	79
	被保険者D/B	35.1	100	35.3	101	35.3	101	35.2	100	27.1	77
加入一世帯当たり被保険者数D/C	1.99	100	1.96	98	1.93	97	1.91	96	1.85	93	

基礎課税(賦課)分

単位：千円

年度 区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
課税 A	36,742,676	36,736,472	37,526,995	38,547,756	39,697,037	39,861,898	26,986,723
課税限度額を超える金額 B	7,765,714	5,281,886	5,623,249	5,740,768	6,710,083	6,309,252	3,561,013
B/(A+B)	17.4	12.6	13.0	13.0	14.5	13.7	11.7

後期高齢者支援金等課税(賦課)分

単位：千円

年度 区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
課税 A							7,081,745
課税限度額を超える金額 B							983,461
B/(A+B)							12.2

介護納付金課税(賦課)分

単位：千円

年度 区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
課税 A	2,271,129	2,213,900	2,273,605	2,587,086	2,704,183	2,746,429	2,938,304
課税限度額を超える金額 B	310,098	204,059	223,068	400,371	472,050	493,751	652,743
B/(A+B)	12.0	8.4	8.9	13.4	14.9	15.2	18.2

三 税率の採用状況

1. 市町村民税

個人の均等割・所得割、及び法人の均等割については、いずれも県内の全市町村とも標準税率を採用している。

法人税割の税率については次のとおり。

◇制限税率である14.7%を採用しているのは、奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・五條市・御所市・生駒市・香芝市・川西町・明日香村の10市1町1村。

◇資本金1,000万円を超えるものは14.7%、資本金1,000万円以下のものは12.3%の税率を採用しているのは、葛城市（※2）・高取町・王寺町・吉野町・大淀町・下市町の1市5町。

※2. 葛城市（平成16年10月1日付け合併）においては、旧新庄町が前述にある資本金の区分による不均一課税を採用している。また旧當麻町が標準税率の12.3%を採用し、合併による不均一課税を行っている。よって葛城市においては、旧新庄町による資本金によるものと、合併によるものとの両面において不均一課税となっている。

◇その他の市町村においては、標準税率の12.3%を採用している。

2. 固定資産税

固定資産税の超過税率を採用しているのは、平群町（1.58%）・十津川村（1.6%）・下北山村・上北山村（1.65%）の4団体であり、その他の市町村は標準税率の1.4%を採用している。

3. 都市計画税

都市計画税を課税している団体は13団体で、0.15%の税率を採用しているのは斑鳩町、0.2%の税率を採用しているのは、五條市・御所市・三郷町・田原本町・王寺町の5団体、0.25%の税率を採用しているのは、奈良市・大和高田市の2団体、制限税率の0.3%を採用しているのは、大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・生駒市の5団体となっている。

四 市町村税の決算等の状況

市町村税（国民健康保険税（料）を除く）の調定済額等の年度推移は次のとおりである。

平成20年度の調定済額・収入済額は、サブプライムローン問題に端を発した金融危機が深刻さを増し、国内外の景気が一気に後退したことから、企業業績が悪化した影響などにより、調定額・収入額ともに減少した。

徴収率は、現年課税分は97.7%（前年度比0.2%減）、滞納繰越分は19.1%（前年度比0.4%増）となり、双方を合わせた徴収率（合計）は91.3%（前年度比0.3%の増）となり、改善する方向にある。

しかしながら、全国平均徴収率（現年課税分98.1%・滞納繰越分19.5%、合計93.6%）と比較すると低い水準にあり、一層の徴収努力を必要とするところである。

奈良県の市町村税決算状況(国民健康保険税(料)を除く)

